

令和8年度舞鶴市北吸墓園使用者募集要項

舞鶴市北吸墓園の使用者募集を次のとおり行いますので、使用を希望される方は、下記事項をご確認の上、応募してください。

記

1. 墓地名称 舞鶴市北吸墓園
2. 場所 舞鶴市字北吸1051番地
(三宅団地前バス停から南へ徒歩約5分)
3. 募集区画数 46 区画
4. 応募資格 本市に住所を有する者であって、祭祀を主宰する者
5. 墓地の構造・規格等
 - (1) 1区画は4平方㍍(2㍍四方)
前面に幅1㍍の通路を設けています。
 - (2) 墓碑、納骨室など、施設の大きさ、型、設置規準は市が条例等で定めたとおりです。従って、定められている以外のもの〈囲い(縁石、柵)、霊標、灯ろう、地藏尊、植樹、及び規格外の一時的な花筒、線香立て、ちょうちんなど〉は、設置できません。
6. 使用者が守らなければならないこと
 - (1) 使用許可を受けた日から3年以内に、規定の墳墓を設けること。
 - (2) 規定の墳墓を設けずに納骨しないこと。
 - (3) 墓地は常に清潔にすること。
 - (4) 焼骨を墳墓の納骨室に納めること〈埋葬(土葬)はできません〉。
 - (5) 供物(菓子やだんご類)は、墓参のあと、必ず各自で持ち帰ること。
 - (6) その他、条例や規則に従うこと。
7. 使用料 1区画25万円(使用が決定された方に納付書をお渡しします。)
8. 管理料 4,200円<年間>
9. 応募方法
応募は1世帯1人に限ります。
応募は、申し込みフォームからの申請か、舞鶴市北吸墓園使用者募集申込書に必要事項を記入し、市役所生活環境課、西支所、加佐分室にご提出いただくか、市役所生活環境課あて郵送してください。
(受付の際、受付日と受付番号を記入した写しをお渡しします。)
10. 申込受付期間
令和8年10月1日(木)～令和8年10月21日(水)
窓口の場合は平日午前9時～午後4時30分まで
(郵送の場合、締切当日の消印有効。)
11. 使用場所の決定について
公開抽選会にて決定します。(出席は任意)
12. 公開抽選会
日時：令和8年10月28日(水) 午前10時00分から
場所：舞鶴市役所 別館4階 413会議室

1 3 . 結果通知

抽選の結果は、舞鶴市北吸墓園使用者公募結果通知書により、当選者・補欠当選者に通知します。

1 4 . 補欠当選者

当選者が墓園使用を辞退等した場合は、抽選時の補欠順位により、補欠当選者を当選者に充てます。募集全区画の使用許可証の交付が完了した時点で、補欠当選者としての資格は消失します。

1 5 . その他

- ・ 募集申込書に事実と相違する内容を記入していた場合、当選者（補欠当選者含む）としての資格が無効になりますので、ご注意ください。
- ・ 墓地使用の権利は譲渡できません。
- ・ 北吸墓園使用者及びその方と同一世帯に属する方は、応募できません。
- ・ 使用料を納付期限までに納付しないときは、当選者としての資格は無効になります。
- ・ 抽選の結果は、抽選日の翌日以降、市役所生活環境課、西支所、加佐分室に掲示します。

1 6 . お問い合わせ先

〒 6 2 5 － 8 5 5 5

舞鶴市字北吸 1 0 4 4 番地

舞鶴市役所市民環境部生活環境課

TEL 0 7 7 3 － 6 6 － 1 0 6 4 （直通）

FAX 0 7 7 3 － 6 2 － 9 8 9 1